

* 公益財団法人 松藤奨学育成基金・2025年度奨学生募集要項

I 対象となる者の資格

1. 長崎県内に住所を有する者の子弟で高等学校、工業高等専門学校、短期大学または大学に在学している者、あるいは、それらの学校、大学に進学を希望する者で次に該当する者。
 - (1) 交通事故によって家計の支持者または保護者が死亡するか、または当該事故に起因する重度の後遺障害のため、就業不能となった結果、経済的に支障を生じ、修学の継続もしくは上級学校への進学が困難となった者。
 - (2) (1)以外で、向学心に富み、有能な素質を持ちながら、家庭の経済的理由によって、進学あるいは修学の継続が著しく困難である者。
 - (3) (1)、(2)いずれの場合も、修学意欲が高く、品行方正で身体強健である者。

II 奨学金

1. 奨学金の貸与額 (月額)

		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
高 等 学 校 生	公 立	22,000円	24,000円
	私 立	31,000円	36,000円
工 業 高 等 専 門 学 校 生	公 立	25,000円	27,000円
	私 立	32,000円	37,000円
短 期 大 学 生	公 立	40,000円	41,000円
	私 立	40,000円	41,000円
大 学 生	公 立	42,000円	42,000円
	私 立	48,000円	48,000円

2. 奨学金の貸与期間

高等学校、工業高等専門学校、短期大学または大学の所定修学期間とするが、既に在学中の者については、その残存修学期間とする。なお、本年度の採用決定者に対しては2025年4月分から貸与する。

3. 奨学金の利息

貸与奨学金には利息をつけない。

4. 奨学金の返還

貸与を受けた奨学金は、貸与の終了した月の翌月から6カ月を経過した後、最長10年以内の期間に、月賦、3カ月賦、半年賦または年賦のいずれかの方法により分割して返還するものとする。ただし、いつでも繰り上げ返還することができる。

5. 交通遺児に対する特例

交通遺児（上記Iの1-(1)に該当する者）については、貸与した奨学金の半額について返還を免除する。